

令和元年度 第1回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 令和元年8月21日(水)午後1時30分開始
2. 場 所 見附市保健福祉センター2F 会議室
3. 会議録署名委員の指名 1号委員 岩淵委員
4. 報告事項
 - ① 平成30年度見附市国民健康保険特別会計決算について
 - ② 平成30年度見附市国民健康保険事業 業務報告について
 - ③ 令和元年度税額改正後の本算定賦課額について
5. 出席者
 - 1号委員 河村委員、小此鬼委員、岩淵委員、寺尾委員
 - 2号委員 山谷委員、井口委員、山田委員、大原委員
 - 3号委員 田隈委員、岡村委員、大原委員、高橋委員
 - 4号委員 田中委員
 - 見附市 田伏課長、平瀬課長補佐、山田係長、野崎係長、本田主任
6. 欠席者 柄澤委員(4号委員)、小柳委員(4号委員)
7. 散会時間 午後2時25分
8. 会議概要 以下のとおり

岡村会長	只今より、令和元年度第1回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 はじめに健康福祉課長よりご挨拶をいただきます。
田伏課長	健康福祉課長の田伏と申します。本日は委員の皆様ご多用のところを会議にご出席いただきましてありがとうございます。 国民健康保険におきましては昭和36年に現在の国民皆保険制度がスタートいたしまして、以降様々な制度改正を経てきました。直近では平成20年度に後期高齢者医療制度がスタートし75歳以上の方が新たな枠組みの中で給付を受けるという仕組みができたところであります。平成30年度からも国保が県単位による運営に変更されるなど時代に合わせて制度の改正がなされているところです。決算の中でもその影響により歳入歳出とも科目が大きく様変わりしてしまして前年度との比較が難しいということもあろうかと思いますがご了承いただければと思います。本日の議題の中では昨年度の事業報告とともに今年度税率改正させていただいた国保税の賦課状況がでてまいりましたのでその事についても報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

岡村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告します</p>
岡村会長	<p>それでは、ここで会議成立のご報告をいたします。</p> <p>本日の会議は、都合により4号委員の柄澤委員、小柳委員が欠席されておりますが、国保運営協議会の委員15名中、13名の出席で、半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第3条により会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、委員交代のご報告をいたします。3号委員の今野輝男委員が社会福祉協議会長を退任されたことに伴い、国保運営協議会委員も後任の大原敬之助委員に交代されましたのでご報告いたします。</p> <p>今回が初めてのご出席になりますので、大原委員から自己紹介をお願いします。</p> <p>～大原委員自己紹介～</p> <p>ありがとうございました。次に、会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>会議録署名委員には、1号委員の岩淵巧委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
岡村会長	<p>それでは次第3の「協議」にはいります。</p> <p>会長代理の選出についてですが、事務局より説明をお願いします。</p>
山田係長	<p>今年2月に開催された運営協議会で会長代理として社会福祉協議会の今野委員が選出されたところですが、先ほどご紹介いただきましたとおり今野委員が社会福祉協議会長を退任されたことにより運営協議会の委員も退任され、現在は会長代理が空位となっておりますので会長代理の選任をお願いしたいと思います。事務局案としましては今野委員の後任である大原委員からお願いできればと思いますがいかがでしょうか。</p>
岡村会長	<p>事務局から説明がありましたがいかがでしょうか。</p> <p>(拍手多数)</p> <p>大原委員から会長代理にご就任いただきたいと思いますのでよろしく願いします。</p>
岡村会長	<p>それでは次第4の「報告事項」にはいります。</p> <p>「①平成30年度見附市国民健康保険特別会計決算について」及び関連事項であります「②平成30年度見附市国民健康保険事業 業務報告について」事務局に説明を求めます。</p>
山田係長	<p>お疲れ様です。健康福祉課国保医療係係長の山田です。よろしく願いいたします。</p>

本日の会議は、事前に郵送させていただきました資料をもとに説明させていただきます。また、大変申し訳ありませんが事前にお送りした資料1で修正箇所がみつかりましたので差し替えを皆様の机の上に置かせていただいていますので差し替えをお願いします。それでは、座って説明させていただきます。

2月に運営協議会を開催させていただき、このメンバーでの会議は本日が2回目ということになります。前回は令和元年度の国保が始まる前というタイミングでの国保税の改正であったり、国保特別会計予算であったりというところをご審議いただきました。この8月の運協では審議事項は無く、昨年度1年間の国保運営に関する報告事項というものが主になりますのでよろしくをお願いします。

まず報告事項① 「平成30年度見附市国民健康保険事業特別会計決算」について説明いたします。A3の資料1をご覧ください。

決算については最初に収支を説明し、続いて歳出、歳入の順に説明いたします。説明に当たっては各項の左側に「説明用」とある番号を用いて説明します。

まず、右側の67番「形式収支」をご覧ください。歳入合計39番から歳出合計67番を引いたものが形式収支というもので125,130,487円となっています。収支で収入がプラスだった分という事ですので、この金額がそのまま令和元年度会計の歳入である「繰越金」になります。

収支の考え方として形式収支の他に「実質収支」「単年度経常収支」「単年度実質収支」というものもあります。それぞれの説明については右下の点線囲みの中にも記載してございます。

68番の「実質収支」ですが、先ほどの形式収支の中には、歳入の県からの交付金でもらいすぎていて次年度に返還をする事がわかっている分も含まれています。そのような次年度に返還する交付金の額を差し引いたものが「実質収支」となります。歳入の28番普通交付金のうち6,786,335円は過大交付ですので令和元年度に県へ返還します。32番の特定健康診査等負担金についても県に対して976,000円返還します。ただし平成30年度から国保制度が変わり県単位化されたことによりこの翌年度に返還する額の確定が遅くなり、県から正式な返還額の通知がない状況ですので、仮の数字となりますが形式収支からこれらを差し引いた117,368,152円が「実質収支」となります。

つづいて69番、「単年度経常収支・単年度実質収支」です。この2つは法定外繰入や繰上充用のない見附市では同じ金額になります。

単年度経常収支は前年度からの繰越金などを含まないで純粹にその年単年度だと収支がどうだったか、というのを示すものです。68番の実質収支から、歳入の35番基金繰入金、37番繰越金を引き、歳出の65番基金積立金と66番諸支出金のうち療養費等の過年度返還分を足したものが「単年度経常収支」となります。これでいくと「平成30年度の単年度経常収支・単年度実質収支は64,746,387円となります。

平成30年度会計では基金積立金を1億円積み立て、さらに次年度繰越が1億円発生していますので、数年前に赤字収支で繰上充用をした状況から考えると健全な国保財政の基盤ができているといえると思います。

つづいて個別の事項について説明します。平成30年度から国保制度が大きく変わったことにより無くなった項目、新たにできた項目などがありますのでご承知おきください。

まず歳出からご説明いたします。資料右側40番からご覧ください。

「40番 総務費」ですが、主に職員の人件費や事務費に充てる費用で、前年度比93.2%となっています。人事異動等による人件費減少によるものです。

「41番 保険給付費」です。保険給付費全体で前年度から4.7%の減となりました。後ほど報告事項2番でも説明しますが、国保の被保険者数は年々減っていき、平成30年度は前年より265人減っています。このことにより保険給付費が減っています。なお、47番の退職療養諸費は半減していますが、これは退職者医療制度が平成27年3月に廃止され、そこから退職被保険者が毎年減少している為で、現在退職医療の方も順次65歳になると一般になり、今度末には全員が一般になります。ちなみに直近の退職被保険者数は29名です。

55番から58番、60番61番については平成29年度までは市から国や支払基金へ支払いをしたものです。県単位化にともない、市からでなく県が支出をする為、市からの支出は無くなりました。市が県へ支払う納付金にそれらが反映されている、というやり方にかわっています。

「59番の国保事業納付金」です。これは県から提示される納付金額で、各市町村の人数、所得、医療費指数などにより県が額を決定するものです。おもに保険税収入や基盤安定繰入金などを財源にして支出します。これが832,947,069円となっています。

「62 番 保健事業費」は、主に特定健診、特定保健指導に要する費用や人間ドック、脳ドックの受診料助成のための費用です。保健事業費全体では6%の減となっています。

「65 番基金積立金」は前年度の繰越金 2 億 3 千万円のうち 1 億円を積み立てました。基金残高の推移については右上に「参考」と書かれた「国民健康保険事業財政調整基金残高の推移」をご覧ください。一番多いときで 4 億 8 千万円ほどあった基金も減る一方でしたが久しぶりに基金が増えた事になります。2 月の運営協議会では今年度の保険税率改正について協議いただきましたが、その中で基金を使いながら税率の上げ幅を抑えていくという説明をさせていただきました。この基金はそういった使い方をしていくものになります。

「66 番 諸支出金」は先ほど収支のところで説明しましたように前年の療養給付費など交付金がもらいすぎていた分を翌年度に返還するものです。

以上、歳出の合計は前年度比 13.8%減の 3,593,610,341 円となりました。

続いて、歳入の説明に移ります。資料左側 1 番からご覧ください。

「1 番 国税」は、平成 30 年度に税率改正により税率を下げたことと被保険者数が減少していることを原因として前年度比で 9.0%減の 6 億 5 1 9 4 万 8 7 8 9 円となっています。歳出のところでも退職被保険者数の減について説明しましたが、同様の理由で税も退職分は減っています。

「16 番 国庫支出金」「23 番療養給付費交付金」「24 番前期高齢者交付金」は制度改正により市ではなく県に入る制度設計に変更されたため 0 円となっています。県支出金のなかでも 26 番「県調整交付金」、27 番「高額医療費共同事業負担金」が無くなっています。

平成 30 年度からの歳入の大部分を占めるのが県支出金になります。そのうち「28 番 普通交付金」は歳出 42 番、47 番の保険給付費を全額補う形で県からもらえる金額になります。これが 24 億 60,673,654 円となっています。

「29 番 保険者努力支援」は保健事業の取り組みや保険税の収納率な

ど、様々な評価項目により採点されインセンティブにより点数に応じた交付金がもらえるものになっています。

「30 番特別調整交付金」は健診の未受診者対策など、主に国の示した保健事業のメニューに取り組んだ費用に対して補助がでるものになります。

「31 番県繰入 2 号」は県に入った国庫支出金を県内各市町村にその取り組みなどに応じて配分するものです。

「32 番特定健康診査等負担金」は春と秋に行っている健診のうち 40 歳から 74 歳までの国保の方の特定健診に係る分について県から補助されるものになります。

「33 番高額療養費共同事業費交付金」「34 番保険財政共同安定化事業交付金」はこれも制度改正により市町村へ入らない制度設計になったため平成 30 年度以降 0 円になるものです。

「36 番 一般会計繰入金」は、安定した国保運営を図るため、人件費や事務に係る費用等を市の一般会計から繰り入れるもので、前年度から 5.3%の減となりました。

「37 番 繰越金」は、平成 29 年度決算における形式収支額が 30 年度会計に繰り越されたものになります。

以上、歳入の合計は前年度比 15.6%減の 3,718,740,828 円となりました。

平成 30 年度見附市国民健康保険事業特別会計決算についての説明は以上になります。

続いて報告事項②平成 30 年度の国民健康保険事業・業務報告について説明いたします。資料 2 をご覧ください。

「1 国保税の収納関係」についてです。

(A) の調定額というのは税額を決定して国保のみなさんに通知をした金額になります。(B) 収納額はそのうち今年度中に実際に納めていただいた金額になります。差し引きされた「収入未済額」というのは俗に言う「滞納額」ということになります。

たて列に「現年分」「滞納分」ありますが、現年分というのはその年度分の保険税、つまりここでは平成 30 年度分の保険税のことで、一方滞納分というのはそれ以前の年度の未納額が繰り越された分のことです。

平成 30 年度の収納率は、現年分が 96.71%、滞納分が 39.04%、全体で 91.71%となりました。前年度との比較では、現年分は 0.10%の減でしたが、滞納分においては 4.48%の増となり、全体でも 1.09%の増加となりました。

現年分の収納率は、年によって若干の上がり下がりがありますが、ここ数年は 96%台で推移しています。30 年度は 4 月から 6 月にも仮の金額で保険税を納めていただく「仮算定」というものを廃止し 7 月の本算定以降 3 月までの 9 ヶ月分で 1 年分の保険税を支払っていただく方法に変わったばかりでした。1 回当たりの金額が増えることなどから収納率にどのような影響がでるか不透明な部分がありましたが、初めての年の実績をみると収納率的にはほぼ影響はなかったようで安堵しているところです。

また、滞納分の収納率は 39.04%となりました。これは県内 20 市中ではダントツ 1 位の収納率になっています。税務課の積極的な滞納対策の効果が表れたものと思われまますので今後も、きめ細かな納付相談などを通じて、収納率の向上に努めていきたいと考えています。

「2 被保険者及び医療費の状況」についてですが、年度平均の国保世帯数、被保険者数の平成 30 年度、29 年度の比較を見ますと、世帯数、被保険者数ともに減少しています。世帯数では、99 世帯の減、被保者数では 265 人の減となっています。

続いて、裏面をご覧ください。

医療費の状況ですが、太線で囲んである「1 人当り医療費」は「医療費」を年度平均の被保険者数で割ったものです。

平成 29 年度の一人当たり医療費は 368,079 円でした。折れ線グラフでは紫が見附市、赤が全国、緑が新潟県となっていますが、これまで国とほぼ同じであった見附市が平成 29 年度では急が増えて新潟県とほぼ同じになっています。H29 の医療費増の理由としてあげられるのは入院による医療費が増えていること、被保険者数は減っているが 70 歳以上の人数は増えている事などです。

一方、平成 30 年度の一人当たりの医療費は、363,163 円となり、前年度から 4,916 円減少しました。折れ線グラフを見てもわかるとおり国保の一人当たり医療費というのは増加する一方でしたが初めて減少に転じました。

理由を分析してみましたが正直明確な理由が判明していません。医療費が高い方が後期高齢になられたのかな、とも思いましたが H30 の見附市は後期高齢も 1 人当り医療費が前年から 4,000 円ほど減っているのでそれも違うようです。来春になると国・県の一人当たり医療費とも比較ができますのでそれをみながら分析していきたいと思ひます

	<p>「3 国保ドックの受診実績」についてです。</p> <p>見附市国保では満 30 歳以上の被保険者を対象に費用額の概ね 7 割を助成しています。人間ドックは、前年度から 12 人増加し 211 人が受診しました。脳ドックは 12 月頃に 65 歳の年齢の方を対象に受診勧奨を行ったことが功を奏し前年度から 23 人増の 60 人が受診されました。</p> <p>脳ドックの受診勧奨が思いの他効果がありましたので今年度は申込みが止まった 6 月の時点で 65 歳の方を対象に勧奨を行いました。今の時点で 59 名の方が申し込まれています。予算上は 100 人までは見込んでいますので、今後も申し込み状況を見ながら勧奨を行うなどして受診者数を増やして生きたいと思えます。</p> <p>「4 特定健診・保健指導の受診率」についてです。</p> <p>平成 30 年度の数值は、速報値であり、確定は 12 月になります。実際のところ例年速報値と確定値は数字が変わりますのであくまで参考であることをご承知おきください。</p> <p>ここでは確定値である平成 29 年度についてお話をさせていただきます。H29 の特定健診受診率は 51.0%となり、前年度より 0.8%低くなりました。特定健診の受診率は H27 から H28 でも下がっており、2 年連続で減少となっています。今年度は健診受診率を上げるための分析を色々行っており、減少の流れから脱却して上向きになるよう取り組んでいます。一方で特定保健指導の実施率は、46.1%で 1.6%高くなっています。こちらも国の目標としては令和 5 年度までに 60%という目標がありますのでそれに向けて取り組みを進めていきたいと思えます。</p> <p>報告 1, 2 について以上で説明を終わります。</p>
岡村会長	<p>ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。</p>
河村委員	<p>国保は県に経営が変わって、今年見附市の国保税も上がりました。自分も支払いが厳しいところなんです、人に聞くと国保はもう経営が破綻寸前だなんて話もききますが、今後も保険税は上がり続けていくのか不安なところがあります。いかがなものなんでしょうか。</p>
山田係長	<p>国保税に関しては今年度税率を上げさせていただきました。これは制度改正で県単位化したことが原因ということではなく、県単位化した初年度の平成 30 年度はむしろ税率は下げさせていただいています。これは制度改正に向けて国があらたに 1700 億円のお金を投入したことも要因となっています。今後税率が上がるか下がるかでいえば国保は年々被保険者の年齢が上がっていますし年齢が高いほど医療費が高くなることから考えれば</p>

	<p>徐々にでも税率は上がっていかざるをえないのではないかと思います。ただ、現在では若干なりとも基金や繰越金ができている状況ですので、これをうまく使いながらできるだけ税率が上がらないようにしていきたいと考えているところです。</p>
河村委員	<p>市民の負担を考えたときに一番平均のところ、中間層の負担が一番大きくなる傾向にあると思います。これは国保税だけでないとは思いますが年金生活者として将来の生活に不安を抱える方も多いので市の方にはそういったところも考えていっていただきたいと市民代表として申し上げさせていただきます。</p>
河村委員	<p>健診の受診率がいつも 50%くらいで低いままです。昨年の会議での説明では 2 月の意向調査の回答率が 50%くらいでそもそもの関心が低く引き上げていかないといけないという話があったかと思いますが、健診を受ければ症状が軽いうちで済むという事でもっと市民に関心を持ってもらい意向調査の回答をしてもらうようにする必要があると思うのですが。</p>
山田係長	<p>国の示した目標値でも健診受診率 60%というのがありながら見附市は 51%くらいのところで足踏みをしています。なんとかこれを上げていく方法はないものかと研究をしていますがなかなか決め手がないという状況です。一つは先ほど申された意向調査の回答率をあげるという底上げの部分もあると思います。また、この意向調査で「健診を受ける」と回答しながら実際には受けてられない方が毎年数百人おられます。おそらくその層は受診しない明確な理由があるのでなく、たまたま行けなかったといったもう一押しをしてあげれば受診へ傾く方なのかなと思います。最近厚労省から「ナッジ理論」というのが推奨されていまして、例えば受診勧奨でも「健診の必要性」なんかを難しく書いた案内よりも、シンプルにいつ、何をもって、どこへ来てくださいといった明確な行動指示があった案内の方が受診率が上がる、というもので県での研修会もありました。このようなものも参考にしながら何をすれば受診率が上がるのか、あるいはやっても効果がないのか、というのを研究していきたいと思います。</p>
河村委員	<p>見附市の乳がん検診の受診率がどのくらいかというのはわかりますでしょうか。</p>
田伏課長	<p>昨年度の数字が手元になく平成 29 年度の数字になりますが、乳がん検診は対象者が 13,861 名いらっしゃいました。受診者はそのうち 1,318 名、受診率 18.9%となっています。そのうち乳がんが発見された方が 2 名となっています。</p>
河村委員	<p>要検査になった人のうち何人が実際に検査に行ったかというのはわかりますか。</p>
田伏課長	<p>要精密検査と判定された方が 125 名いらっしゃいますが、そのうち精密検査を受けられたのが 117 名、受診率 93.6%となっています。</p>

河村委員	自分の知り合いでも 3 年連続して要検査で検査受けなくて今年亡くなられた方がいらっしゃるんですけど、やっぱり要検査といわれても受けない人がいらっしゃるんですね。
岡村会長	他にご質問等がなければ報告事項の①と②については以上でよろしいでしょうか。
岡村会長	それでは次の「③令和元年度税額改正後の本算定賦課額について」の説明を求めます。
山田係長	<p>報告事項③「令和元年度税率改正後の本算定賦課総額について」説明いたします。資料 3 をご覧ください。</p> <p>2 月の運営協議会でご承認いただきました税率改正案につきましては、その後、3 月の市議会に上程し、原案どおり改正させていただきました。7 月に本算定を行い、被保険者世帯に対し納税通知をお送りしたところですが、本算定時の賦課額がでておりますので昨年のもものと比較しながらご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>税率については医療分、支援金分、介護納付金分いずれも引き上げさせていただきました。また、賦課限度額についても地方税法の改正にとまなない医療分が引き上げとなっております。その結果、賦課総額については 6 億 5 4 4 8 万 2 1 0 0 円となり、昨年と比べ 2, 686, 000 円、0. 4% の増となっております。賦課総額を被保険者数で割った「一人当たり賦課額」では太い囲みにありますように 100, 608 円となり、昨年に比べ 6, 265 円の増となっております。</p> <p>2 月の運営協議会ではこの税率改正の影響による 1 人当たり賦課額を 100, 129 円と見込んで説明させていただいていました。実際の賦課額が 100, 608 円ですので 1 人当たり賦課額ではほぼ見込みどおりの本算定数値となったと言えるのではないかと思います。2 月の運営協議会でご説明させていただいたとおり今回の税率は 3, 400 万円ほどの収入不足が生じ、その分を基金で補てんするという前提で設定しています。賦課総額は今後の被保険者の増減によって変動していきますのでそれを見守りながら必要に応じて今後基金の繰入を検討していきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
岡村会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。 (特になし)
岡村会長	それでは本日用意された会議予定はこれで終了となりますが、「4 その他」として何かございますでしょうか。
田伏課長	本日の報告事項①で報告させていただきました平成 30 年度国保特別会計決算につきましては、9 月議会定例会の方に議案として上程をさせてい

	ただきまして議会の承認を得るという流れになります。
岡村会長	それでは以上を持ちまして会議を終了させていただきます。ありがとうございました。 (終了：午後 2 時 25 分)

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名

見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名